

記入上の注意

様式第1号の2の2【1】対象となる生徒についての欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている高等学校等専攻科の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該高等学校等専攻科の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科をいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（専攻科）」又は、「②中等教育学校（専攻科）」を記入してください。

様式第1号の2の2【3】生徒の在留資格・在留期間等についての欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）」をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、直ちに就労をするものに限りません。

様式第1号の2の3 生計維持者の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ ①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、③又は④のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ ③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。